

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009門第55号	
事故等名	貨物船伸和丸漁船第三十五正章丸衝突	
発生年月日時刻	平成21年3月2日23時20分ごろ	
発生場所	宮崎県南那珂郡南郷町鞍崎灯台から真方位067° 3.0海里付近 (概位 北緯31° 31.9′ 東経131° 28.1′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年4月9日門司・地方事故調査官がA船側運航者代表者から事故概況を口述聴取、4月10日B船所属漁業協同組合から事故概況を口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	
	A 貨物船 伸和丸 498トン 133259 伸和汽船株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(所有者) 三栄港運株式会社(運航者)	
	船種・船名・総トン数 漁船登録番号 船舶所有者等	
	B 漁船 第三十五正章丸 9.7トン MZZ-3051 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海) 二等航海士 五級海技士(航海) B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 右舷外板中央部から同船尾部にかけて擦過傷 B 左舷外板船首部から同船尾部にかけてき裂及び擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長及び二等航海士ほか3人が乗り組み、大分港に向けて北進中、B船は、船長ほか2人が乗り組み、漁場から宮崎県油津漁港に向けて北進中、平成21年3月2日23時20分ごろ、A船の右舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。 当時、天気は雨、南西の風、風速約6m/s、波高約2.5m、視程約1Mであった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、適切な見張りを行わなかったことにより、B船に対し、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった可能性があると考えられる。 B船は、前方の適切な見張りを行わなかったことにより、A船に気付かず、A船を避けなかった可能性があると考えられる。 B船がA船を追い越す状況であったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船及びB船がともに北進中、いずれも他船の存在に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	